

第 6 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 6 月 17 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第6回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月17日（水） 午後2時から午後2時40分まで
- 2 開催場所 秋田市職員研修棟第1・2研修室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

1番 佐々木 英 久	2番 武 藤 真 作
3番 関 正 美	4番 鈴 木 昇
5番 星 容 子	6番 相 場 堅 一
7番 佐々木 繁 明	8番 安 田 友 一
9番 白 岩 勝	10番 柴 田 ますみ
11番 鎌 田 悦 雄	12番 佐々木 和 昭
13番 齊 藤 善 彦	15番 加 藤 淳
16番 三 浦 宏 和	17番 伊 藤 洋 文
18番 佐々木 吉 秋	19番 加賀屋 慎 一
- 5 欠席農業委員
14番 藤 田 修
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第21号 農用地利用集積計画(令和4年度第3号)に関する件
 - 第6 議案第22号 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件
 - 第7 議案第23号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する件
- 7 事務局職員

事務局長 小山田 邦 子	参 事 加 藤 康 則
副参事 伊 藤 弘	副参事 住 谷 真 人
主席主査 山 本 郷 史	主席主査 中 村 至
主 査 岡 部 洋 介	主 査 幸 野 善 寿
技 師 小 林 素 子	
- 8 書 記
主席主査 中 村 至
- 9 議事録署名委員
13番 齊 藤 善 彦 15番 加 藤 淳

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第6回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>欠席の届出がありましたのでご報告いたします。14番藤田修委員の1名でございます。委員定数19名中、18名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第6回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、13番齊藤善彦委員、15番加藤淳委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
2番武藤真作委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第74回常設審議委員会」および会務報告3「一般社団法人秋田県農業会議第30回理事会」につきましては、私が報告します。</p> <p>【会務報告2および3の報告】</p>

議 長	次に、会務報告4の「農政課題等に関する県選出国會議員要請集会および令和4年度全国農業委員会会長大会」つきましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (伊藤副参事)	【会務報告4の報告】
議 長	次に、会務報告5の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告12の「農用地利用集積計画（利用権設定）の取下げについて」までの8件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告5から12までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第4、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (岡部主査)	それでは、議案書の1ページをご覧ください。 番号1です。譲受人は[]。譲渡人は[]。施設の概要は「資材置場」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、「転用事業者である譲受人は、不動産業を営んでおり、事業所があり、また受注が多い南部地区に資材置場が必要であったため、本申請をしたものです。周辺で利用可能な農地以外の土地を探したが適地がなかったことから、当該地を選定、転用しようとするもの。」です。 立地基準については、都市計画区域内、市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外となっており、農地区分は、「第3種農地」です。 一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。 工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年7月11日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地は該当なし、土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。 被害防除については、隣接に対する措置はなく、排水計画は、汚水、生活雑排水はなく、雨水は自然流下です。

事務局
(岡部主査)

続きまして番号2です。譲受人は[]。譲渡人は[]外2名。施設の概要は「消防団器具置場」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「転用事業者は、消防団組織再編計画に基づき、消防団員が減少している秋田市消防団下浜分団の器具置場を1箇所に統合、建設するために本申請をしたもので、周辺で利用可能な農地以外の土地を探したが適地がなく、参集しやすい中間地点で、かつ高台で河川氾濫による浸水被害のおそれが少ない当該地を選定、転用しようとするものである。」です。

立地基準については、農地位置は都市計画区域外で、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第1種農地」です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年3月31日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なく、他法令による許認可の処分は秋田農業振興地域整備計画の変更により農用地区域から除外済み、一体として利用する農地以外の土地、土地改良区等からの意見書は該当ありません。

被害防除については、隣接に対する措置は、周辺の田に日照等の影響が生じないような施設の高さおよび配置とします。

排水計画は、汚水、生活雑排水はなく、雨水は沿道部へ地下浸透式側溝を設置します。

続きまして、議案書の番号3です。譲受人は[]。譲渡人は[]。施設の概要は「農業用倉庫」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「転用事業者は、農事組合法人として農業経営を行っているが、地域の農業従事者の高齢化、減少に伴い、経営面積が大きくなり、農業用施設が必要となったことから、本申請をしたもので、周辺で利用可能な農地以外の土地を探したが適地がなく、当該地を選定、転用しようとするものである。」です。

立地基準については、都市計画区域内、市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外となっており、農地区分は、「第2種農地」です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年5月30日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地、土地改良区等からの意見書は該当ありません。

被害防除については、隣接に対する措置は「隣地境界から1メートル緩衝地を設け、盛土部については法面形成を行う。」です。排水計画は、汚水、生活雑排水はなく、雨水は自然流下です。

なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、30アール以下でも農用地区域内農地、第1種農地およびいずれの農地区分にも該当しないものとして第2種農地と判断した農地については、一時転用を除き、秋田県農業

事務局 (岡部主査)	会議へ諮問することとなっているため、番号2について、本総会で許可相 当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上 です。
議長	それではここで、案件1番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員 から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。6月3日に佐藤公誠委員から連絡があり、何ら問題がな いということでした。私も現地を確認しておりますが、問題がないと思 いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	次に、案件2番について現地調査を行った伊藤由和推進委員から報告を 受けた2番武藤真作委員から報告をお願いします。
2番武藤真作委員	2番武藤です。6月4日に報告を受けまして、私も現地を確認いたしま した。特別問題ありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	次に、案件3番について現地調査を行った藤嶋卓也推進委員から報告を 受けた私が報告します。
	6月6日、藤嶋推進委員から報告を受けまして、特別問題がないとい うことでした。私も現地のことはある程度知っており、藤嶋委員の報告のと おり問題がないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。案件1番の会社は説明資料によると不動産業のよう ですが、なぜ不動産屋が資材置場を必要なのか、分かれば教えてください。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)	この事業者は、不動産業として宅地造成を行っている業者であり、その 工事に使う資材を置くための場所が必要であるため、当該地を選定したも のです。
議長	三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	はい、分かりました。
議長	他にありませんか。
一同	なし。

議	長	<p>質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は、案件1番と3番が県農業会議への諮問の必要がない案件で、案件2番が県農業会議への諮問の必要がある案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件1番と3番を許可に、案件2番を許可相当にすることにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件1番と3番を許可に、案件2番を許可相当にすることに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第21号、農用地利用集積計画（令和4年度第3号）に関する件を上程します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (山本主席主査)		<p>議案について説明します。</p> <p>はじめに、所有権移転についてです。議案書の4ページから7ページをご覧ください。</p> <p>番号1。買い手は■■■■。売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計8件のうち、売買が6件、贈与が2件となります。</p> <p>続きまして、利用権設定15件について説明いたします。議案書8ページから19ページまでをご覧ください。</p> <p>番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計15件のうち議案書18ページ以降の番号14と番号15の2件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和4年度第3号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。</p> <p>ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、初めに、所有権移転について採決いたします。</p> <p>所有権移転の8件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の8件について、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。</p>

議	長	利用権設定の15件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の15件について、原案のとおり決定することといたします。
		以上により、日程第5、議案第21号、農用地利用集積計画（令和4年度第3号）に関する件は、全て原案のとおり決定することといたします。
		次に、日程第6、議案第22号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、3件を上程します。
		事務局から説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)		それでは、議案書の20ページをご覧ください。
		これは、農地法第5条許可の事業計画に変更が生じたため、その内容についてご審議いただくものです。3件ありますが、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。
		番号1の借受人は、■■■■。貸出人は、■■■■。番号2の借受人は、■■■■。貸出人は、■■■■。番号3の借受人は、■■■■。貸出人は、■■■■。3件ともに令和3年度に、金足地区で基盤整備工事を受注し、農地転用許可を受け、申請地に現場事務所等を設置しており、令和4年度においても同工事を同業者が受注し、現在の現場事務所を継続使用することから、転用の目的に係る事業の完了日をそれぞれ令和5年7月31日まで変更するものです。説明は以上です。
議	長	それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。
		農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、3件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第22号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、3件を原案のとおり承認することに決定いたします。
		次に、日程第7、議案第23号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する件を上程します。
		事務局から説明をお願いします。
事務局 (中村主席主査)		それでは、議案第23号についてご説明します。議案書の22ページ以降をご覧ください。
		本件は、先月の第5回総会の協議事項において、皆様にご協議していた

事務局 (中村主席主査)	<p>だいたもので、その際、特にご意見がございませんでしたので、内容は前回と同じになっています。</p> <p>そのため、内容につきましては説明を割愛させていただきます。</p> <p>今後のスケジュールですが、本日、議決したのち、今月末までに市ホームページで公表のうえ、来月中に県を通じて国へ報告する予定となっております。説明は以上です。</p>
議	<p>長 ただ今の事務局の説明に、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。</p>
一	<p>同 なし。</p>
議	<p>長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する件につきまして、原案のとおりの内容とすることにご異議ございませんか。</p>
一	<p>同 異議なし。</p>
議	<p>長 「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第23号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する件につきまして、原案のとおりの内容とすることに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時40分終了)</p>